

小議発第118号

平成28年11月24日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原 ひろし

平成28年第4回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

議案第70号 平成28年度小金井市一般会計補正予算 (第6回)

議案第71号 小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 小金井市個人情報保護条例及び小金井市個人番号の利用並びに特定個
人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第74号 小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

議案第75号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例

議案第76号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を改正する規約

議案第77号 東小金井事業創造センターの指定管理者の指定について

その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

○ 平成28年度小金井市一般会計補正予算 (第7回)

○ 平成28年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算 (第2回)

○ 平成28年度小金井市下水道事業特別会計補正予算 (第1回)

- 平成28年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 特別職の給与に関する条例の特例に関する条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 小金井市農業委員会委員定数条例
- 小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

は、調整の上、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

平成28年8月10日(水)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第203回理事会の会議結果について

エ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

オ 公益財団法人東京都区市町村振興協会定時評議員会の会議結果について

カ 北方領土の返還を求める都民会議第1回理事会及び通常総会の会議結果について

キ 全国市議会議長会第140回地方財政委員会の会議結果について

ク 全国市議会議長会第144回地方行政委員会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第156回建設運輸委員会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第156回産業経済委員会の会議結果について

サ 全国市議会議長会第204回理事会の会議結果について

シ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

(2) 協議事項

ア 都県提出議案について

2 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 小金井市総合防災訓練

ア 目 的 防災に関する小金井市内の実態把握及び現状分析並びに対策のため

イ 場 所 国立大学法人東京農工大学

ウ 期 日 平成28年10月2日(日)

エ 議 員 全議員

(2) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に道路建設事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 場 所 東京自治会館

ウ 期 日 平成28年11月7日(月)

エ 議 員 百瀬 和浩 議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 露口哲治議員

2 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 田頭祐子議員 小林正樹議員 中根三枝議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成28年8月9日から平成28年11月10日までに開催された各議会の報告である。

東京たま広域資源循環議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成28年10月26日（水） 平成28年第2回定例会

2 会議の概要

平成28年10月26日（水） 平成28年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第7号 東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第8号 平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第9号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成28年11月9日（水） 平成28年第2回定例会

2 会議の概要

平成28年11月9日（水） 平成28年第2回定例会

議案5件を審議した。

議案第11号 平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第12号 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定について

議案第13号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 平成28年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）

議案第15号 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結について

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第70号

平成28年度

小金井市

一般会計補正予算

(第6回)

平成28年度小金井市一般会計補正予算（第6回）

平成28年度小金井市の一般会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ775,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,232,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年12月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 国庫支出金		6,982,540	167,549	7,150,089
	1 国庫負担金	4,820,004	151,380	4,971,384
	2 国庫補助金	2,126,654	16,169	2,142,823
14 都支出金		5,985,640	117,301	6,102,941
	1 都負担金	1,624,186	75,295	1,699,481
	2 都補助金	3,254,776	33,975	3,288,751
	3 委託金	1,106,678	8,031	1,114,709
15 財産収入		14,505	5,130	19,635
	1 財産運用収入	7,659	5,130	12,789
16 寄附金		4,168	130	4,298
	1 寄附金	4,168	130	4,298
17 繰入金		973,196	390,000	1,363,196
	1 基金繰入金	965,359	390,000	1,355,359
19 諸収入		201,302	95,631	296,933
	5 雑入	150,535	95,631	246,166
歳入合計		41,457,222	775,741	42,232,963

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		4,393,363	46,557	4,439,920
	1 総 務 管 理 費	3,391,265	10,791	3,402,056
	2 徴 税 費	501,972	30,000	531,972
	4 選 挙 費	233,181	5,766	238,947
3 民 生 費		18,227,559	638,395	18,865,954
	1 社 会 福 祉 費	7,274,570	276,598	7,551,168
	2 児 童 福 祉 費	7,660,495	314,830	7,975,325
	3 生 活 保 護 費	3,260,028	46,967	3,306,995
4 衛 生 費		4,329,119	25,945	4,355,064
	1 保 健 衛 生 費	1,001,614	18,738	1,020,352
	2 清 掃 費	3,327,505	7,207	3,334,712
6 農 林 水 産 業 費		47,592	2,433	50,025
	1 農 業 費	47,592	2,433	50,025
8 土 木 費		6,122,865	41,356	6,164,221
	4 都 市 計 画 費	4,679,288	41,356	4,720,644
9 消 防 費		1,764,371	10,318	1,774,689
	1 消 防 費	1,764,371	10,318	1,774,689
10 教 育 費		3,204,699	13,219	3,217,918
	2 小 学 校 費	892,936	10,358	903,294
	3 中 学 校 費	569,930	431	570,361
	5 保 健 体 育 費	322,240	2,430	324,670
13 予 備 費		54,954	△2,482	52,472
	1 予 備 費	54,954	△2,482	52,472
歳 出 合 計		41,457,222	775,741	42,232,963

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎建設予定地地歴調査委託料	平成28年度 ～平成29年度	1,941千円
福祉会館解体工事	平成28年度 ～平成29年度	172,368千円
福祉会館解体工事監理委託料	平成28年度 ～平成29年度	2,917千円
学校施設等管理委託料	平成28年度 ～平成29年度	15,006千円

議案第70号資料1

平成28年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第6回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 国庫支出金		6,982,540	167,549	7,150,089
	1 国庫負担金	4,820,004	151,380	4,971,384
	2 国庫補助金	2,126,654	16,169	2,142,823
14 都支出金		5,985,640	117,301	6,102,941
	1 都負担金	1,624,186	75,295	1,699,481
	2 都補助金	3,254,776	33,975	3,288,751
	3 委託金	1,106,678	8,031	1,114,709
15 財産収入		14,505	5,130	19,635
	1 財産運用収入	7,659	5,130	12,789
16 寄附金		4,168	130	4,298
	1 寄附金	4,168	130	4,298
17 繰入金		973,196	390,000	1,363,196
	1 基金繰入金	965,359	390,000	1,355,359
19 諸収入		201,302	95,631	296,933
	5 雑入	150,535	95,631	246,166
歳入合計		41,457,222	775,741	42,232,963

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,393,363	千円 46,557	千円 4,439,920
	1 総 務 管 理 費	3,391,265	10,791	3,402,056
	2 徴 税 費	501,972	30,000	531,972
	4 選 挙 費	233,181	5,766	238,947
3 民 生 費		18,227,559	638,395	18,865,954
	1 社 会 福 祉 費	7,274,570	276,598	7,551,168
	2 児 童 福 祉 費	7,660,495	314,830	7,975,325
	3 生 活 保 護 費	3,260,028	46,967	3,306,995
4 衛 生 費		4,329,119	25,945	4,355,064
	1 保 健 衛 生 費	1,001,614	18,738	1,020,352
	2 清 掃 費	3,327,505	7,207	3,334,712
6 農 林 水 産 業 費		47,592	2,433	50,025
	1 農 業 費	47,592	2,433	50,025
8 土 木 費		6,122,865	41,356	6,164,221
	4 都 市 計 画 費	4,679,288	41,356	4,720,644
9 消 防 費		1,764,371	10,318	1,774,689
	1 消 防 費	1,764,371	10,318	1,774,689
10 教 育 費		3,204,699	13,219	3,217,918
	2 小 学 校 費	892,936	10,358	903,294
	3 中 学 校 費	569,930	431	570,361
	5 保 健 体 育 費	322,240	2,430	324,670
13 予 備 費		54,954	△2,482	52,472
	1 予 備 費	54,954	△2,482	52,472
歳 出 合 計		41,457,222	775,741	42,232,963

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
8,031			38,526
			10,791
8,031			21,969
			5,766
273,819		10,735	353,841
188,874		100	87,624
84,945			229,885
		10,635	36,332
			25,945
			18,738
			7,207
			2,433
			2,433
		30	41,326
		30	41,326
			10,318
			10,318
3,000			10,219
3,000			7,358
			431
			2,430
			△2,482
			△2,482
284,850		10,765	480,126

2 歳入

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 4,817,424	千円 151,380	千円 4,968,804	1 社会福祉費負担金	千円 113,242
				2 児童福祉費負担金	37,346
				5 特別障害者手当等負担金	792

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 567,371	千円 16,169	千円 583,540	1 社会福祉費補助金	千円 968
				2 児童福祉費補助金	15,201

説	明	千円
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	13,910
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	99,332
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条)	(保 育 課)	7,346
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条)	(自立生活支援課)	30,000
1 特別障害者手当等負担金 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条)	(自立生活支援課)	792

説	明	千円
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	968
4 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱)	(子育て支援課)	420
6 保育士宿舍借上支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱)	(保 育 課)	2,631
7 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱)	(保 育 課)	12,150

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 1,614,941	千円 75,295	千円 1,690,236	1 社会福祉費負担金	千円 56,622
				2 児童福祉費負担金	18,673

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 1,465,389	千円 30,975	千円 1,496,364	1 社会福祉費補助金	千円 17,250
				2 児童福祉費補助金	13,725
7 教育費都補助金	17,886	3,000	20,886	1 教育費補助金	3,000

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	49,667
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	6,955
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条、子ども・子育て支援法第67条)	(保 育 課)	3,673
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条)	(自立生活支援課)	15,000

説	明	千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	483
18 施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金 (東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱)	(介 護 福 祉 課)	16,767
3 乳幼児医療費助成事業補助金 (東京都乳幼児医療費助成事業補助要綱)	(子 育 て 支 援 課)	1,644
6 義務教育就学児医療費助成事業補助金 (東京都義務教育就学児医療費助成事業補助要綱)	(子 育 て 支 援 課)	2,388
8 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱)	(子 育 て 支 援 課)	320
11 定期利用保育事業費補助金 (定期利用保育事業費補助金交付要綱)	(保 育 課)	885
15 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱)	(子 育 て 支 援 課)	420
20 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱)	(保 育 課)	8,068
7 東京都公立小中学校事務共同実施支援事業補助金 (平成28年度東京都公立小中学校事務共同実施支援事業補助金交付要綱)	(指 導 室)	3,000

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 321,997	千円 8,031	千円 330,028	2 徴収費委託金	千円 8,031

款 15 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 利子及び配当金	千円 1,024	千円 5,130	千円 6,154	1 利子及び配当金	千円 5,130

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 土木費寄附金	千円 1,784	千円 30	千円 1,814	2 緑化事業寄附金	千円 30
3 民生費寄附金	0	100	100	2 地域福祉事業寄附金	100

款 17 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 520,000	千円 390,000	千円 910,000	1 財政調整基金繰入金	千円 390,000

説	明	千円
1 都税徴収委託金 (地方税法第47条)	(納 税 課)	8,031

説	明	千円
13 株式会社ジェイコム東京株式配当金	(企 画 政 策 課)	5,130

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環 境 政 策 課)	30
1 地域福祉事業寄附金	(地 域 福 祉 課)	100

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	390,000

款 19 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1	千円 94,823	千円 94,824	1 過年度収入	千円 94,823
2 弁 償 金	12,014	808	12,822	1 弁 償 金	808

説	明	千円
14 平成27年度障害者自立支援給付費国庫負担金追加交付金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	50,175
15 平成27年度障害者自立支援給付費都負担金追加交付金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	24,929
16 平成27年度障害児通所給付費国庫負担金追加交付金 (児童福祉法第53条)	(自立生活支援課)	697
17 平成27年度障害児通所給付費都負担金追加交付金 (児童福祉法第53条)	(自立生活支援課)	349
18 平成27年度生活保護費等国庫負担金追加交付金 (生活保護法第75条)	(地域福祉課)	10,635
19 平成27年度可燃ごみ共同処理事業負担金返還金	(ごみ対策課)	8,038
4 武蔵小金井南第4自転車駐車場損害賠償金	(交通対策課)	808

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費	425,357	9,307	434,664			
7 財産管理費	307,951	1,254	309,205			
9 市民施設費	80,618	230	80,848			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9,307			
9,307	12 役務費 6 その他の役務費	87 87	4 内部情報システムに要する経費 (情報システム課) 9,307
	13 委託料	9,118	12 役 務 費 (87) 回線敷設料その2 (強靱化対応分) 65 内部情報ネットワーク強靱化対応 回線使用料その2 22
	14 使用料及び賃借料	102	13 委 託 料 (9,118) 内部情報ネットワーク強靱化対応 機器等設定委託料その2 9,118
			14 使用料及び賃借料 (102) 内部情報ネットワーク強靱化対応 機器等使用料 (平成28年度導入分) 102
1,254			
1,254	13 委託料	1,254	1 財産管理に要する経費 (管 財 課) 1,254
			13 委 託 料 (1,254) 庁舎建設予定地測量委託料 1,254
230			
230	11 需用費 8 光熱水費	103 103	2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 230
	12 役務費 2 電話料	127 127	11 需 用 費 (103) 光 熱 水 費 103 12 役 務 費 (127) 電 話 料 127

款 2 総務費

項 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	363,594	0	363,594	8,031		
3 徴收費	59,276	30,000	89,276			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,031			
30,000			
30,000	23 償還金利子及び割引料	30,000	2 市税等還付金及び還付加算金 (納 税 課) 30,000
			23 償還金利子及び割引料 (30,000)
			還付金及び還付加算金 30,000

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 市議会議員選挙費	68,580	5,766	74,346			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
5,766				
5,766	1 報酬	90	1 市議会議員選挙に要する	
			経費 (選挙管理委員会)	5,766
	3 職員手当等	359	1 報 酬	(90)
	7 賃金	454	期日前投票管理者報酬	34
	11 需用費	220	期日前投票立会人報酬	56
	1 消耗品費	180	3 職員手当等	(359)
	5 印刷製本費	40	7 賃 金	(454)
	12 役務費	147	事務補助員賃金	454
	2 電話料	147	11 需 用 費	(220)
	13 委託料	3,608	消耗品費	180
	14 使用料及び賃借料	95	印刷製本費	40
	18 備品購入費	225	12 役 務 費	(147)
	19 負担金補助及び交付金	568	電 話 料	147
			13 委 託 料	(3,608)
			選挙投票管理システムサポート委	
			託料	136
			選挙投票管理システム増設委託料	3,472
			14 使用料及び賃借料	(95)
			電子複写機使用料	87
			自動車借上料	8
			18 備品購入費	(225)
			一般機器類	225
			19 負担金補助及び交付金	(568)
			公費負担	568

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	877,414	48,248	925,662	21,657 792		
				20,865		
2 障害者福祉費	1,570,682	207,693	1,778,375	150,450		
				2,385		
				1,451		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
26,591				
263	20 扶助費	34,475	9 特別障害者手当等支給に要する経費	(自立生活支援課) 1,055
	23 償還金利子及び割引料	13,773	20 扶助費	(1,055)
5,600			特別障害者手当等	1,055
			11 難病者福祉手当支給に要する経費	(自立生活支援課) 5,600
			20 扶助費	(5,600)
6,955			難病者福祉手当	5,600
			21 自立支援医療・更生医療給付に要する経費	(自立生活支援課) 27,820
			20 扶助費	(27,820)
13,773			更生医療給付	27,820
			33 返還金・還付金	() 13,773
			(1) 自立生活支援課関係経費	9,069
			23 償還金利子及び割引料	(9,069)
			平成27年度障害児医療費国庫負担金返還金	1,174
			平成27年度障害者医療費国庫負担金返還金	5,369
			平成27年度障害者医療費都府県負担金返還金	2,526
			(2) 地域福祉課関係経費	4,704
			23 償還金利子及び割引料	(4,704)
			平成27年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金	4,080
			平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金	624
57,243				
360	20 扶助費	201,038	3 心身障害者自動車ガソリン費助成に要する経費	(自立生活支援課) 360
	23 償還金利子及び割引料	6,655	20 扶助費	(360)
794			心身障害者自動車ガソリン費助成	360
			5 身体障害者(児)補装具給付に要する経費	(自立生活支援課) 3,179
			20 扶助費	(3,179)
565			補装具費給付	3,179
			19 地域生活支援事業に要する経費	(自立生活支援課) 2,016
			20 扶助費	(2,016)
			移動支援費	2,016

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				48,343		
				98,271		
4 高齢者福祉費	476,559	20,557	497,116	16,767		
				16,767		
10 地域福祉基金費	30,129	100	30,229			100
						100

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
16,113			24 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 64,456
			20 扶 助 費 (64,456) 介護給付費 64,456
32,756			25 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 131,027
			20 扶 助 費 (131,027) 訓練等給付費 131,027
6,655			32 返還金・還付金 (自立生活支援課) 6,655
			23 償還金利子及び割引料 (6,655) 平成27年度障害者施策推進区市 町村包括補助事業都補助金返還金 1,388 平成27年度重度訪問介護等の利 用促進に係る区市町村支援事業費 都補助金返還金 5,267
3,790			
3,790	19 負担金補助及び交 付金	16,767	42 返還金・還付金 (介護福祉課) 3,790
	23 償還金利子及び割 引料	3,790	23 償還金利子及び割引料 (3,790) 平成27年度低所得者保険料軽減 国庫負担金返還金 80 平成27年度低所得者保険料軽減 都負担金返還金 40 平成27年度訪問介護継続利用者 負担助成事業都補助金返還金 3 平成27年度生計困難者介護サー ビス利用者負担額軽減制度事業都 補助金返還金 23 平成27年度高齢社会対策区市町 村包括補助事業都補助金返還金 2,231 平成27年度機能強化型地域包括 センター設置促進事業都補助金返 還金 1,409 平成27年度介護保険事業費国庫 補助金返還金 4
			43 地域密着型サービス拠点 等施設整備に要する経費 (介護福祉課) 16,767
			19 負担金補助及び交付金 (16,767) 認知症高齢者グループホーム等施 設開設準備経費補助金 16,767
	25 積立金	100	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課) 100
			25 積 立 金 (100) 地域福祉基金積立金(積立元金) 100

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	4,121,174	264,317	4,385,491	71,881		
				1,644		
				12,150		
				2,388		
				45,000		
				10,699		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
192,436			
4,927	19 負担金補助及び交付金	59,312	6 乳幼児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 6,571
	20 扶助費	71,347	20 扶助費 (6,571) 医療費 6,571
34,679	23 償還金利子及び割引料	133,658	8 民間保育所助成に要する経費 (保育課) 46,829
			19 負担金補助及び交付金 (46,829) 民間保育所補助金 30,629 民間保育所等業務効率化推進事業補助金 16,200
2,388			16 義務教育就学児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 4,776
			20 扶助費 (4,776) 医療費 4,776
15,000			20 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 60,000
			20 扶助費 (60,000) 障害児通所給付費 60,000
1,784			27 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費 (保育課) 12,483
			19 負担金補助及び交付金 (12,483) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 12,483
133,658			28 返還金・還付金 () 133,658
			(1) 子育て支援課関係経費 35,656
	23 償還金利子及び割引料		() 35,656
			平成27年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金 5,390
			平成27年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 17,817
			平成27年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 47
			平成27年度子ども・子育て支援都交付金返還金 5,042
			平成27年度児童措置費国庫負担金返還金母子生活支援施設措置費 4,040
			平成27年度児童措置費国庫負担金返還金助産施設措置費 753
			平成27年度児童措置費都負担金返還金母子生活支援施設措置費 2,020
			平成27年度児童措置費都負担金返還金助産施設措置費 377

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	2,181,273	34,106	2,215,379	13,064		
				13,064		
4 保育園費	987,900	12,337	1,000,237			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			平成27年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金	170
			(2) 保育課関係経費	97,774
			23 償還金利息及び割引料	(97,774)
			平成27年度待機児解消区市町村支援事業都補助金返還金	195
			平成27年度一時預かり事業・定期利用保育事業費都補助金返還金	997
			平成27年度保育所運営費国庫負担金返還金	24,183
			平成27年度保育所運営費都負担金返還金	60,383
			平成27年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金	12,015
			平成27年度小規模保育整備促進支援事業都補助金返還金	1
			(3) 自立生活支援課関係経費	228
			23 償還金利息及び割引料	(228)
			平成27年度障害児通所給付費国庫負担金返還金	152
			平成27年度障害児通所給付費都負担金返還金	76
21,042				
21,042	13 委託料	28,145	2 民間保育所等運営に要する経費 (保 育 課)	34,106
	19 負担金補助及び交付金	5,961	13 委 託 料 (28,145)	
			保育所運営等委託料	28,145
			19 負担金補助及び交付金 (5,961)	
			産休等代替職員費補助金	2,806
			一時預かり事業補助金	1,260
			民間保育所定期利用保育事業補助金	1,895
12,337				
3,057	1 報酬	597	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課)	3,057
	7 賃金	7,792	11 需 用 費 (1,941)	
	11 需用費	2,832	光熱水費	746
	1 消耗品費	891	修繕料	1,195
	8 光熱水費	746	18 備品購入費 (1,116)	
	11 修繕料	1,195	一般機器類	270
	18 備品購入費	1,116	維持管理機器類	681
			体育・音楽・保育機器類	165
9,280			3 保育園運営に要する経費 (保 育 課)	9,280
			1 報 酬 (597)	
			市立保育園11時間保育等非常勤嘱託職員報酬	597
			7 賃 金 (7,792)	

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 保育園費						
5 学童保育所費	194,059	2,394	196,453			
6 ひとり親福祉費	35,698	1,676	37,374			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			保育士補助員賃金 7,792 11 需用費 (891) 消耗品費 891
2,394			
2,394	1 報酬	2,394	2 学童保育所運営に要する 経費 (児童青少年課) 2,394 1 報 酬 (2,394) 学童保育所非常勤嘱託職員報酬 2,394
1,676			
1,676	23 償還金利息及び割引料	1,676	7 返還金・還付金 (子育て支援課) 1,676 (1) 子育て支援課関係経費 1,676 23 償還金利息及び割引料 (1,676) 平成27年度母子家庭等対策総合 支援事業費国庫補助金返還金 1,423 平成27年度ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス事業都補助金返還 金 253

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	165,859	46,967	212,826			
2 扶 助 費	3,089,372	0	3,089,372			10,635

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
46,967			
729	13 委託料	729	2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) 729
46,238	23 償還金利息及び割引料	46,238	13 委託料 (729) 生活保護システム修正委託料 729
			3 返還金・還付金 (地域福祉課) 46,238
			23 償還金利息及び割引料 (46,238) 平成27年度生活保護費等国庫負担金返還金 42,353 平成27年度生活保護費等都負担金返還金 3,885
△ 10,635			

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	706,503	10,644	717,147			
3 予防接種費	260,387	8,094	268,481			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
10,644			
129	11 需用費 11 修繕料	129 129	3 小金井市保健センターの 維持管理に要する経費 (健康課) 129
5,921	13 委託料	10,515	11 需用費 修繕料 (129) 129
			4 妊婦健康診査に要する経 費 (健康課) 5,921
4,594			13 委 託 料 (5,921) 妊婦健康診査委託料 5,921
			14 独自健康診査に要する経 費 (健康課) 4,594
			13 委 託 料 (4,594) 独自健康診査委託料その1 4,594
8,094			
7,620	13 委託料	8,094	4 日本脳炎予防接種に要す る経費 (健康課) 7,620
			13 委 託 料 (7,620) 日本脳炎個別接種委託料 7,620
474			14 水痘ワクチン接種に要す る経費 (健康課) 474
			13 委 託 料 (474) 水痘ワクチン個別接種委託料(府 中市医師会) 474

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,629,315	7,207	2,636,522			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
7,207				
7,207	13 委託料	7,207	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課)	7,207
			13 委託料 (7,207)
			不燃ごみ運搬委託料	694
			不燃ごみ資源化処理委託料	6,513

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 市民農園費	4,569	2,433	7,002			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,433			
2,433	11 需用費 1 消耗品費	57 57	1 市民農園に要する経費 (経 済 課) 2,433
	15 工事請負費	2,376	11 需 用 費 (57) 消耗品費 57 15 工事請負費 (2,376) (仮称)ぬくいきた市民農園造成 工事

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 街路事業費	331,591	41,326	372,917			
7 みどりと公園基金 費	15	30	45			30
						30

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
41,326			
41,326	12 役務費 1 郵便料	90 90	1 都市計画道路3・4・1 2号線整備に要する経費 () 41,326
	17 公有財産購入費	5,041	(1) 都市計画課関係経費 41,326
	19 負担金補助及び交付金	3,848	12 役 務 費 (90)
	22 補償補填及び賠償金	32,347	17 公有財産購入費 (5,041)
			都市計画道路3・4・1 2号線用 地取得費 5,041
			19 負担金補助及び交付金 (3,848)
			都市計画道路3・4・1 2号線土 地収用に係る負担金 3,848
			22 補償補填及び賠償金 (32,347)
			都市計画道路3・4・1 2号線用 地取得に伴う物件補償費 32,347
	25 積立金	30	1 みどりと公園基金積立金 (環 境 政 策 課) 30
			25 積 立 金 (30)
			みどりと公園基金積立金(積立元 金) 30

款 9 消 防 費
 項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,376,399	10,318	1,386,717			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
10,318			
10,318	13 委託料	10,318	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) 10,318
			13 委託料 (10,318) 消防事務都委託金 10,318

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	452,054	8,654	460,708	1,758 1,758		
2 教育振興費	96,803	420	97,223			
3 学校保健給食費	239,590	42	239,632			
4 学校建設費	104,489	1,242	105,731	1,242 1,242		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
6,896				
6,896	11 需用費	6,774	2 学校運営に要する経費 ()	8,654
	1 消耗品費	122	(2) 学務課関係経費	8,654
	8 光熱水費	6,652	11 需用費 ()	6,774
			消耗品費	122
	12 役務費	26	光熱水費	6,652
	5 手数料	26	12 役務費 ()	26
			電話設置手数料	12
	18 備品購入費	1,854	インターネット回線設置手数料	14
			18 備品購入費 ()	1,854
			学校管理備品	1,854
420				
420	11 需用費	145	1 教育振興に要する経費 (学 務 課)	420
	1 消耗品費	145	11 需用費 ()	145
			消耗品費	145
	18 備品購入費	275	18 備品購入費 ()	275
			教育振興備品	275
42				
42	18 備品購入費	42	1 学校保健衛生に要する経費 (学 務 課)	42
			18 備品購入費 ()	42
			保健関係備品	42
	11 需用費	1,242	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶 務 課)	1,242
	11 修繕料	1,242	11 需用費 ()	1,242
			修繕料	1,242

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	88,655	431	89,086			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
431				
431	11 需用費 1 消耗品費	26 26	1 教育振興に要する経費 (学 務 課)	431
	18 備品購入費	405	11 需用費 (26) 消耗品費 26 18 備品購入費 (405) 教育振興備品 405	

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 体育施設費	259,942	2,430	262,372			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,430			
2,430	11 需用費 10 修繕料	2,430 2,430	4 栗山公園健康運動センタ 一維持管理に要する経費 (生涯学習課) 2,430
			11 需用費 (2,430) 修繕料 2,430

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	54,954	△ 2,482	52,472			

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
△ 2,482				

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	4		40,560	15,127		417	56,104	9,190	65,294
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,283	775,545					775,545	106,043	881,588
	計	1,311	919,125	40,560	71,842		417	1,031,944	173,405	1,205,349
補正前	長 等	4		40,560	15,127		417	56,104	9,190	65,294
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,277	772,464					772,464	106,043	878,507
	計	1,305	916,044	40,560	71,842		417	1,028,863	173,405	1,202,268
比較	長 等									
	議 員									
	その他	6	3,081					3,081		3,081
	計	6	3,081					3,081		3,081

その他の手当は、通勤手当417千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(29)						
	626	2,299,630	1,959,589	4,259,219	817,459	5,076,678	
補正前	(29)						
	626	2,299,630	1,959,230	4,258,860	817,459	5,076,319	
比較	()						
			359	359		359	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		337,267	44,316	60,223	49,531	
補正前		337,267	44,316	60,223	49,531		254,461
比較							359
区 分	夜間勤務手当						
	住居手当						
	退職手当						
	期末手当						
補正後		241	19,899	211,707	578,169	403,416	1,959,589
	補正前	241	19,899	211,707	578,169	403,416	1,959,230
比較							359

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	359	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 2 その他 359 (1) 給与改定分 (2) その他 359 (3) 再任用給与改定分	総務費 時間外勤務手当

債務負担行為の見込み及び年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額に相当する前年度以降の支出予定量額に関する調書補正

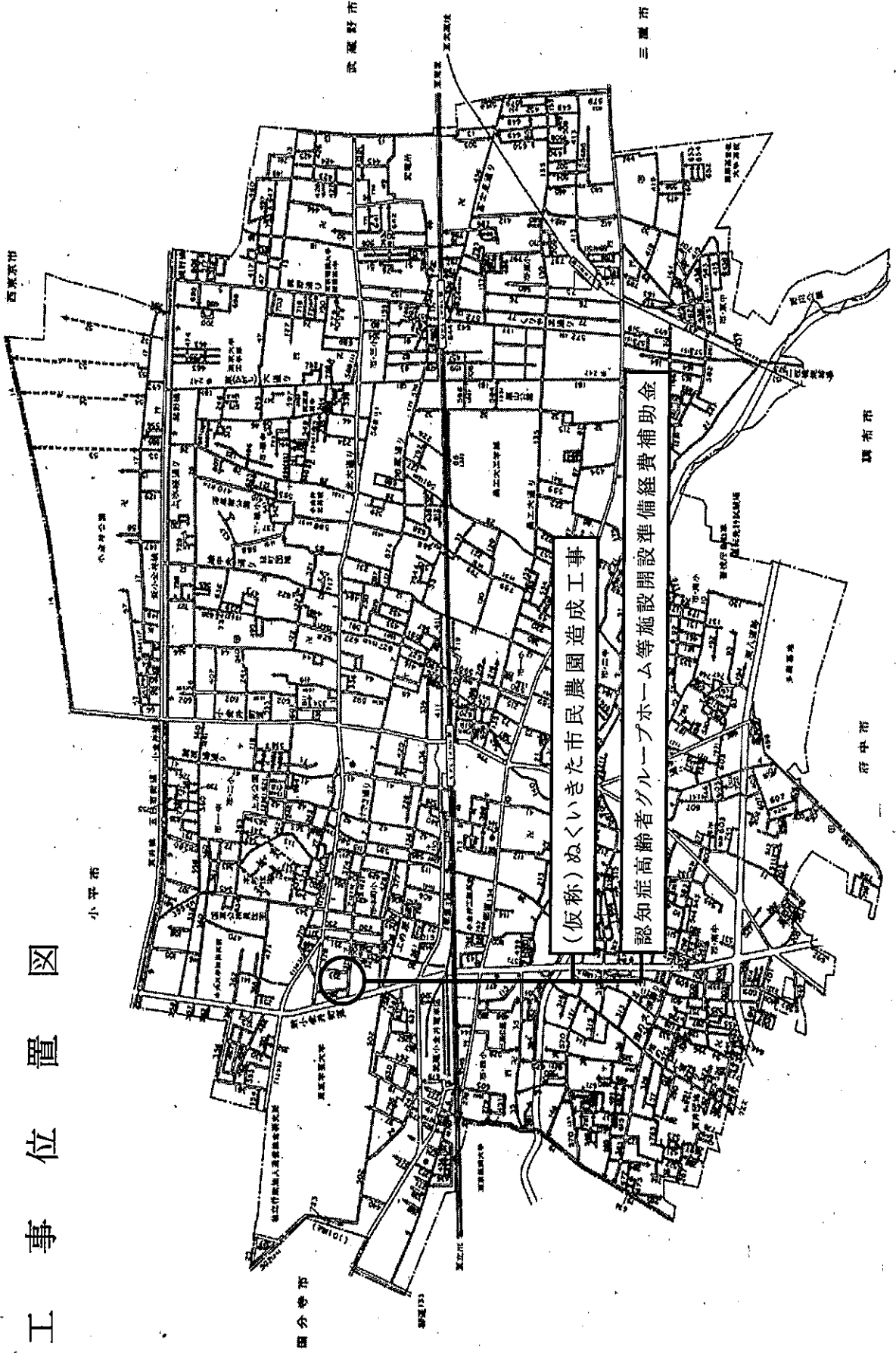
(単位:千円)

事項	限度額	平成27年度以降及び前年度以降の支出(見込)額		平成28年度以降の支出予定量額	左の財源内訳			
		期間	金額		特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
庁舎建設予定地地歴調査委託料	1,941			1,941				1,941
福祉会館解体工事	172,368			172,368	46,224	94,500		31,644
福祉会館解体工事監理委託料	2,917			2,917	972			1,945
学校施設等管理委託料	15,006			15,006				15,006

平成28年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	平成27年度末現在高(A)	平成28年度当初予(B)	予算補正状況			平成28年度平成額(E)	平成28年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)	
					第5回9月	第6回12月	正額(C)			
1	財政調整基金	元金 利息 計	1,887,513	414 414	500,000		500,000	500,000 414 500,414	500,000 410,000 910,000	
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,412	3 3				3 3		
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	919,999	212 212	300,000		300,000	300,000 212 300,212		
4	地域福祉基金	元金 利息 計	491,771	129 129	30,000	100	30,100	30,100 129 30,229	2,079	519,921
5	環境基金	元金 利息 計	2,057,136	666 666	200,000		200,000	400,000 666 400,666	423,100	2,034,702
6	都市再開業整備基金	元金 利息 計	3,028	1 1				1 1		3,029
7	みどり公園基金	元金 利息 計	33,875	14 14	1	30	31	31 14 45	17,580	16,340
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	53,626	3,112 16 3,128				3,112 16 3,128	2,600	54,154
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	108,402	27,150 24 27,174				27,150 24 27,174	2,600	135,576
10	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1				1 1		66
合	計	元金 利息 計	5,564,827	230,262 1,480 231,742	1,030,001 0 1,030,001	130 130	1,030,131	1,260,393 1,480 1,261,873	945,359 410,000 1,355,359	5,471,341

工事位置図



福祉会館解体工事工程表 (案)

年/月	H29.3月	H29.4月	H29.5月	H29.6月	H29.7月	H29.8月	H29.9月	H29.10月	H29.11月	H29.12月	H30.1月	H30.2月	備考
工事準備 (資材の手配、関係官庁へ届出、 公示前近隣家屋調査、他)	■	■	■										
仮設工事 (外部足場、災害防止施設、他)			■	■									
建物地上階 解体工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	
山留め (地下掘削保護壁の設置解体)								■	■	■	■	■	
建物地下階 解体工事									■	■	■	■	
杭引抜工事 (既存杭撤去工事)											■	■	
埋戻し 整地 (整地化復旧工事)												■	
検査 (建物解体後現場検査、 工事後近隣家屋調査、他)													

議案第71号

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額を引き上げるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,
350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を
「310,500円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小金井市議会議員及び小金井市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員及び小金井市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第71号資料

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動</p>	<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額（当該金額が15,300円を超える場合には、15,300円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動</p>	<p>公費負担の限度額の改正</p>

車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 小金井市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者から請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 小金井市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの

車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 小金井市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価7円30銭に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者から請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 小金井市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの

作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小金井市議会議員及び小金井市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員及び小金井市長の選挙については、なお従前の例による。

作成単価（当該作成単価が、510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

議案第72号

小金井市個人情報保護条例及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報
の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人情報保護条例及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用
及び提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市個人情報保護条例及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報
の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(小金井市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)の一部を次のように
改正する。

第18条第1項第3号及び第19条第1項第5号中「第28条」を「第29条」
に改める。

(小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部
改正)

第2条 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例
(平成27年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行
する。

議案第72号資料

小金井市個人情報保護条例及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報及び提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市個人情報保護条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(削除の請求)</p> <p>第18条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル^{（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）}に記録されているとき。</p> <p>2 省略</p> <p>(中止の請求)</p> <p>第19条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>~</p> <p>(4)</p> <p>(5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。</p>	<p>(削除の請求)</p> <p>第18条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル^{（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）}に記録されているとき。</p> <p>2 省略</p> <p>(中止の請求)</p> <p>第19条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>~</p> <p>(4)</p> <p>(5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>
<p>(削除の請求)</p> <p>第18条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル^{（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）}に記録されているとき。</p> <p>2 省略</p> <p>(中止の請求)</p> <p>第19条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>~</p> <p>(4)</p> <p>(5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。</p>	<p>(削除の請求)</p> <p>第18条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル^{（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）}に記録されているとき。</p> <p>2 省略</p> <p>(中止の請求)</p> <p>第19条 何人も、自己に関する保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>~</p> <p>(4)</p> <p>(5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。</p>	<p>同上</p>

<p>2 省略 3 省略</p> <p>付 則 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>	<p>2 省略 3 省略</p>
--	----------------------

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第10号に基づき特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>付 則 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第9号に基づき特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第73号

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う雇用保険法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した小金井市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における小金井市職員退職手当支給条例第6条の規定の適用については、同条第1号中「在職期間」とあ

るのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この号及び第4号において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第4号中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。

- 3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の小金井市職員退職手当支給条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する小金井市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する小金井市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>4 }</p> <p>5 勤続期間6か月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>4 }</p> <p>5 勤続期間6か月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p>	<p>規定の整備</p> <p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

6 勤続期間6か月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を支給するとして、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 } 省略
 10 }

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) } 省略
 (5) }

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12 } 省略
 14 }

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当

6 勤続期間6か月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を支給するとして、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 } 省略
 10 }

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1) } 省略
 (5) }

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12 } 省略
 14 }

15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当 同上

規定の整備

の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 省略
17 省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した小金井市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における小金井市職員退職手当支給条例第6条の規定の適用については、同条第1号中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この号及

の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 省略
17 省略

び第4号において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間)」と、同条第4号中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合に於ては、0))とする。

3 新条例第10条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の小金井市職員退職手当支給条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができずとなつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広域圏の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する小金井市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができずとなつた者(施行日以後に

新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。) に対する小井市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第74号

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市立保育園の定員を変更することに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表小金井市立くりのみ保育園の項中「107人」を「113人」に改め、同表小金井市立わかたけ保育園の項中「107人」を「112人」に改め、同表小金井市立小金井保育園の項中「108人」を「114人」に改め、同表小金井市立さくら保育園の項中「107人」を「113人」に改め、同表小金井市立けやき保育園の項中「134人」を「140人」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例					現行条例					備考
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					定員の変更
名称	位置	定員	名称	位置	定員					
小金井市立くりのみ保育園	省略	113人	小金井市立くりのみ保育園	省略	107人					
小金井市立わかたけ保育園	省略	112人	小金井市立わかたけ保育園	省略	107人					
小金井市立小金井保育園	省略	114人	小金井市立小金井保育園	省略	108人					
小金井市立さくら保育園	省略	113人	小金井市立さくら保育園	省略	107人					
小金井市立けやき保育園	省略	140人	小金井市立けやき保育園	省略	134人					
付 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。										

議案第75号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年12月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第56条第7項」を「第56条第6項」に改める。

別表備考第13項第4号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

(小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(督促及び滞納処分) 第7条 省略 2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が、指定された期限までにその督促に係る利用者負担の額を完納しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第6項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。 別表（第3条関係） 省略 備考 1 } 省略 1 2 }</p>	<p>(督促及び滞納処分) 第7条 省略 2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が、指定された期限までにその督促に係る利用者負担の額を完納しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第7項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。 別表（第3条関係） 省略 備考 1 } 省略 1 2 }</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>
<p>(督促及び滞納処分) 第7条 省略 1 3 この表において、同一世帯に支給認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。 (1) } 省略 ? } (3) }</p>	<p>(督促及び滞納処分) 第7条 省略 1 3 この表において、同一世帯に支給認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。 (1) } 省略 ? } (3) }</p>	

<p>(4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども</p> <p>付 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども</p> <p>施設名称の変更</p>
--	--

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例 (第2条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(対象者) 第3条 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p> <p>付 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(対象者) 第3条 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 (第3条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(対象者) 第3条 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>(対象者) 第3条 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当す</p>	

<p>る児童を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p>	<p>る児童を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>付 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>
--	--	----------------------

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（第4条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第2条 省略 2 省略 3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 4 省略</p> <p>付 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 省略 2 省略 3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 4 省略</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第76号

東京都六市競艇事業組合同規約の一部を改正する規約

東京都六市競艇事業組合同規約の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

平成29年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用するほか、規定の整備に伴い、本規約の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

東京都六市競艇事業組合同規約の一部を改正する規約

東京都六市競艇事業組合同規約（昭和41年4月7日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条及び第5条第1項中「おく」を「置く」に改める。

第8条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に改める。

第9条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「、会計管理者」を削り、「おく」を「置く」に改める。

第10条第1項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第13条の見出し中「補てん」を「補填」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第14条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、組合に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定（「、会計管理者」を削る部分に限る。）及び第14条を第15条とし、第13条の次に1条を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

東京都六市競艇事業組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正規約	現行規約	備考
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定によるモーターボート競走を行うため、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) } { 省略 (3) }</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号に置く。</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 この組合に組合議会を置く。</p> <p>2 省略 (議長及び副議長)</p> <p>第8条 組合議事に議長及び副議長をそれぞれ1人を置く。</p> <p>2 省略 3 省略 4 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行う。</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 この組合に理事6人、管理者1人、副管理者3人及び監査委員3人を置く。</p> <p>2 前項に定める者のほか、組合に事務局長その他必要な職員を置く。</p> <p>(執行機関の選任及び任期等)</p> <p>第10条 理事は、関係市の市長をもつて充てる。</p> <p>2 理事は、理事会を構成し、必要に応じて管理者に対して報告を求め、又は意見を述べることができる。</p> <p>3 } { 省略 8 }</p> <p>(欠損補填の方法)</p> <p>第13条 省略 (地方公営企業法の財務規定等の適用)</p> <p>第14条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により、組合に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>(必要な事項)</p> <p>第15条 省略</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定によるモーターボート競走を行うため、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) } { 省略 (3) }</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号におく。</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 この組合に組合議会をおく。</p> <p>2 省略 (議長及び副議長)</p> <p>第8条 組合議事に議長及び副議長をそれぞれ1人を置く。</p> <p>2 省略 3 省略 4 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行なう。</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 この組合に理事6人、管理者1人、副管理者3人及び監査委員3人を置く。</p> <p>2 前項に定める者のほか、組合に事務局長、会計管理者その他必要な職員をおく。</p> <p>(執行機関の選任及び任期等)</p> <p>第10条 理事は、関係市の市長をもつてあてる。</p> <p>2 理事は、理事会を構成し、必要に応じて管理者に対して報告を求め、または意見を述べることができる。</p> <p>3 } { 省略 8 }</p> <p>(欠損補てんの方法)</p> <p>第13条 省略</p> <p>(必要な事項)</p> <p>第14条 省略</p>	<p>用語の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>規定の整備</p> <p>用語の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>地方公営企業法の適用に係る規定の追加</p> <p>条の繰下げ</p>

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定（「、会計管理者」を削る部分に限る。）及び第14条を第15条とし、第13条の次に1条を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第77号

東小金井事業創造センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成28年12月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 東小金井事業創造センター
位置 小金井市梶野町一丁目2番36号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社タウンキッチン
所在地 小金井市梶野町一丁目2番36号
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（提案理由）

東小金井事業創造センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第77号資料1

株式会社タウンキッチンの概要

- 1 設 立 平成22年7月28日
- 2 設 立 目 的
 - (1) 飲食店の経営及び宅配業務
 - (2) 食料品、日用雑貨品等の企画、製造、販売及び輸出入
 - (3) 販売代理店業務
 - (4) 野菜、果物等の生産、販売及び輸出入
 - (5) 貸農園の開設、運営及びサポートに関する業務
 - (6) コンサルティング業務
 - (7) セミナー、教育、研修プログラムの企画、運営及び実施
 - (8) 出版物の企画、制作、編集及び販売
 - (9) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、制作、開発、販売、賃貸借、保守業務
 - (10) インターネットを利用した各種情報提供サービス
 - (11) 広告業、広告代理店業
 - (12) イベントの企画、制作、運営及び管理
 - (13) 学童保育事業
 - (14) 前各号に附帯する一切の業務
- 3 資 本 金 3,000,000円
- 4 売 上 高 51,637,643円(平成28年6月30日現在)
- 5 従 業 員 数 11人(平成28年7月31日現在)
- 6 主 な 事 業 実 績 東小金井事業創造センター指定管理業務
国立大学法人東京学芸大学図書館内カフェ運営業務
立川シェアオフィスKODACHIの開設及び運営の支援に係る業務
立川シェアオフィスTXTの開設及び運営の支援に係る業務
ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託
小金井市地方創生に係る交付金事業「RESAS等を活用したしごとづくりの深化・拡大事業」
小金井市地方創生に係る交付金事業「しごとづくり事業」

小金井市創業支援事業計画・認定支援機関

女性・若者・シニア創業サポート事業

平成26年度地域創業促進支援事業の運営に係る業務

創業塾

「新しい公共」の担い手による地域づくり活動に対する非資金的
支援に資するコンテンツ整備のためのモデル事業

あきないカレッジ事業

都内産品販売活動支援事業

起業研修事業

議案第77号資料2

指定管理者候補者の選定経過

1 公募の公表

市報平成28年8月1日号及び市ホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

平成28年8月8日(月)午後3時から東小金井駅開設記念会館(マロンホール)で実施

3 質問書の受付

平成28年8月9日(火)から8月10日(水)まで

4 質問書の回答

平成28年8月19日(金)に現地説明会参加者及び質問者へEメールで回答並びに市ホームページに掲載

5 応募書類の提出

平成28年8月22日(月)から8月29日(月)まで

6 応募団体数

3団体

7 指定管理者選定委員会

(1) 第1次審査 平成28年9月8日(木) 3団体合格

(2) 第2次審査 平成28年10月13日(木) 指定管理者候補者の選定

8 選定理由

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、株式会社タウンキッチンが総合評価において第一順位となり、指定管理者候補者として最適と判断した。

なお、第一順位の団体は、以下の点が優れていると認められる。

(1) 提案された事業計画の具体性が3者の中で最も高かったため

(2) 利用者支援の更なる拡充が期待できるため

(3) 新施設の設置により更に本事業を発展させる計画を有しているため

また、第一順位の団体に対しては、今後以下の点を要望する。

- (1) 新施設の運営に当たっては、公平性を確保し、当施設との役割分担を明確にされたい。
- (2) 地元の企業や商店とのネットワークを活用し、更なる起業家の支援に努められたい。

したがって、上記答申のとおり、株式会社タウンキッチンを指定管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第 2 次審査評価結果

評価項目	配点	指定管理者 の候補者	指定管理者の候補者以外 の団体 (合計得点順)	
		株式会社 タウンキ ッチン	A	B
1 事業者の現状と実績				
1 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。	75	56	46	54
2 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。				
3 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。				
2 適正な管理運営の確保				
4 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。	75	55	52	44
5 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。				
6 個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。				
3 事業実施の方法				
7 利用促進を図る具体的な計画があること。	175	131	124	106
8 起業家育成・支援を実施する具体的かつ実現性の高い計画があること。				
9 起業家の市内定着を支援する具体的かつ実現性の高い計画があること。				
10 自主事業等の取組が優れていること。				
11 地域・関係機関との連携や情報収集・発信に対する取組が優れていること。				
12 利用者要望の把握及びその対応策を講じていること。				
13 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。				
4 安全で安定的な施設運営の継続的提供				
14 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。	100	71	62	65
15 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全・安定的で快適な施設管理ができること。				
16 事故の防止策がなされており、かつ、災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。				
17 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取組を行っていること。				
5 効率的な運営				
18 収支の見込みが適正かつ実現可能であること。	75	51	47	48
19 自主事業の開催等による収支状況の改善に向けた計画があること。				
20 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。				
合計	500	364	331	317

※ 評価結果は、5人の委員が100点満点で採点し、合計500点満点で比較した。

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

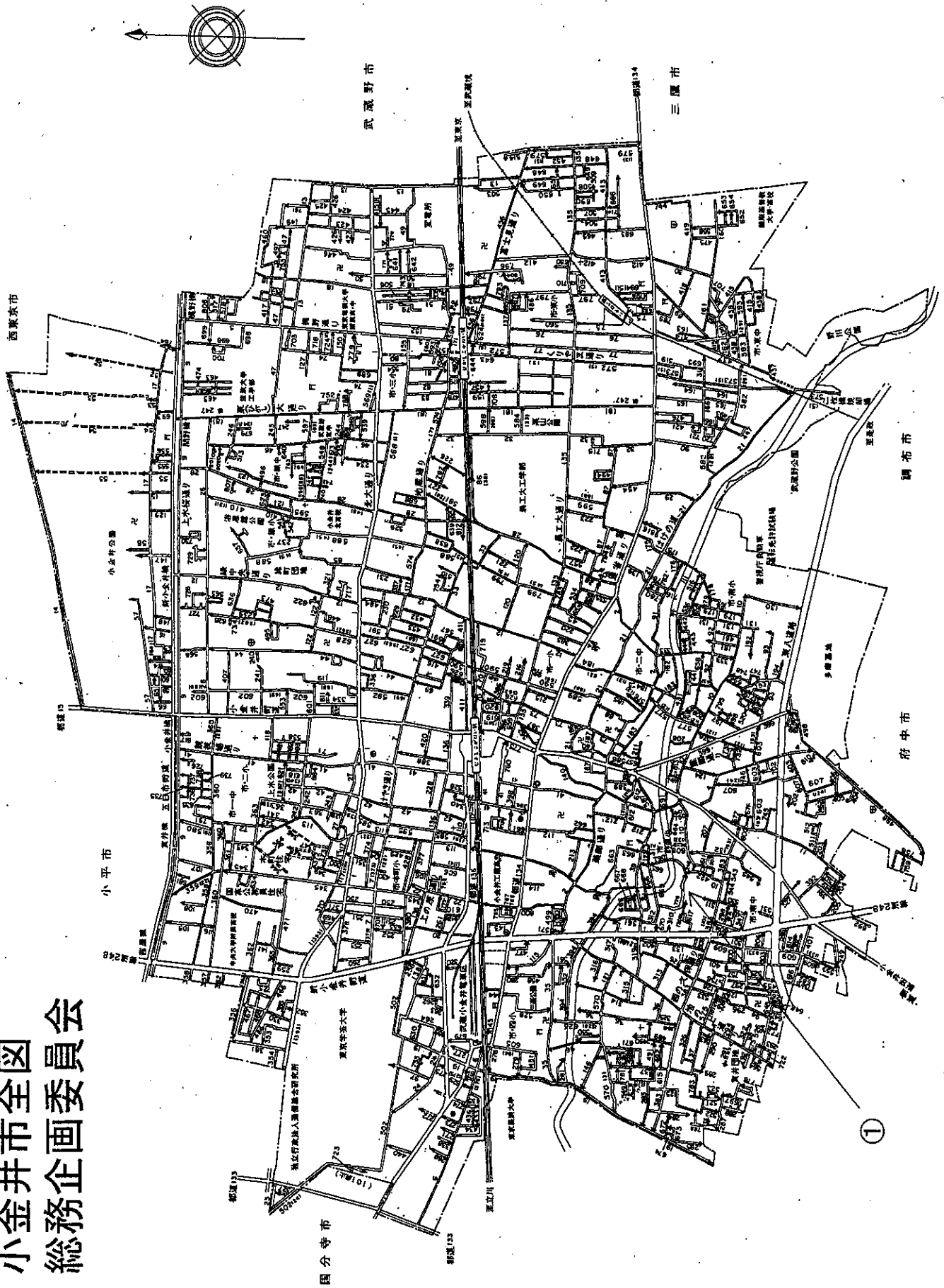
平成28年 8月 1日から
平成28年10月31日まで

総務企画委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 件 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	5111-0	平成28年10月7日	耐震性貯水槽設置工事 金澤建設(株)	¥14,148,000	平成28年10月11日から 平成29年2月28日まで	耐震性貯水槽の設置 内容積 60m ³	制限付一般 競争入札2 者	5

進捗率は、平成28年11月1日現在

小金井市全図 総務企画委員会



① 耐震性貯水槽設置工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

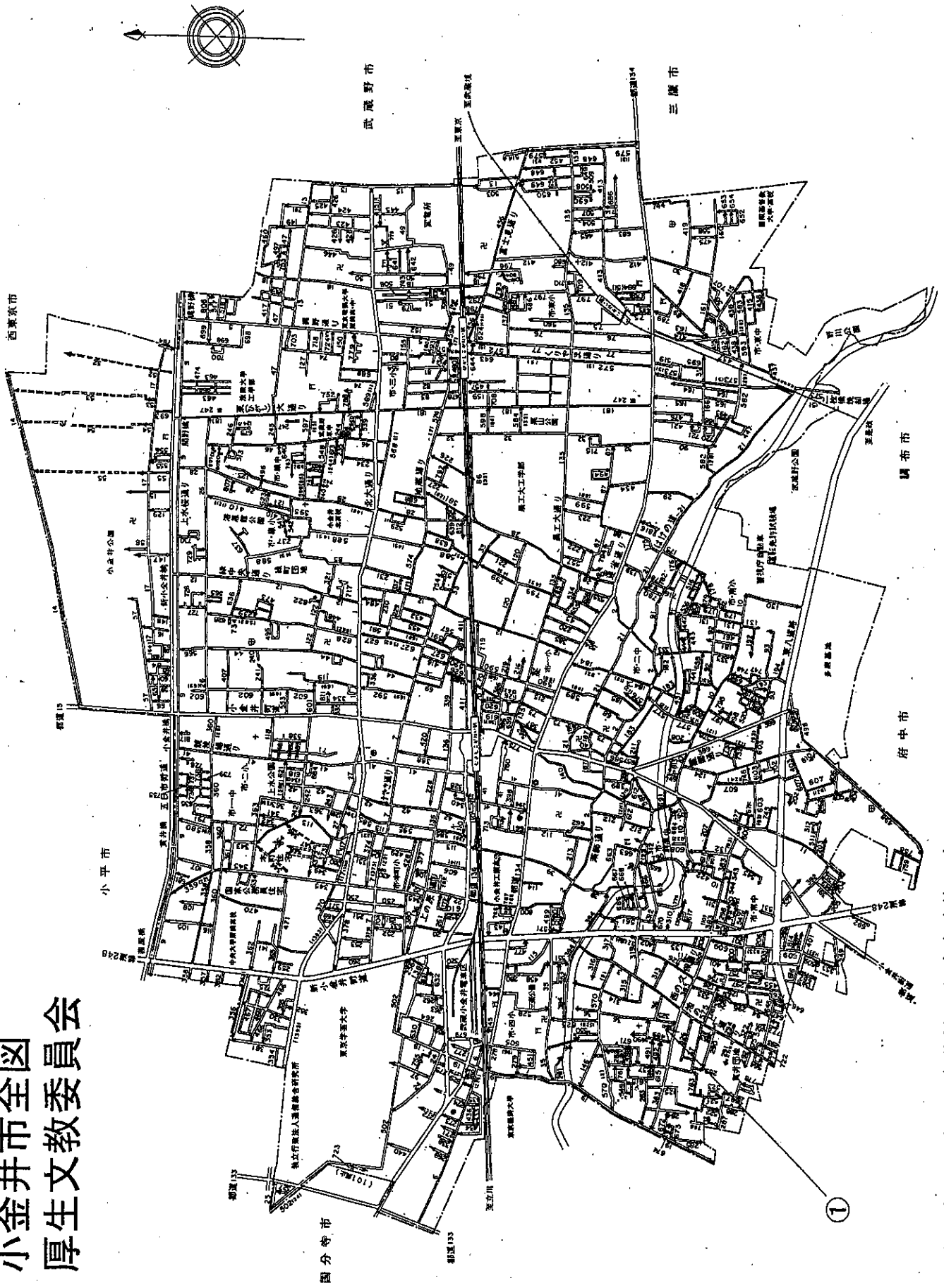
平成28年 8月 1日から
平成28年10月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	5493-0	平成28年10月25日	小金井市公民館真井南分館屋上防水改修工事 (有)きのえ建設	¥16,524,000	平成28年10月26日から 平成29年1月31日まで	屋上防水改修(平場) 屋上防水改修(立上り) トンプラライトガラス改修	制限付一般競争入札1号	0

進捗率は、平成28年11月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



① 小金井市公民館貫井南分館屋上防水改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成28年 8月 1日から
平成28年10月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	4084-0	平成28年8月31日	都市計画道路3・4・12号線街路築造工事及び 電線共同溝設置工事 金澤建設(株)	¥88,560,000	平成28年9月1日から 平成29年2月16日まで	街路築造工事 施工延長 アスファルト舗装工(総厚65型) 224.2m 切削工 617m ² 低騒音アスファルト舗装工 622m ² 密粒度アスファルト舗装工 382m ² 街きよ工(155型) 127.1m 街きよ工(155型) 37.9m 街きよ用集水樹工(155-1道路浸透樹) 11基 植栽工(くるめつつじ) 2,722株 電線共同溝設置工事 施工延長 114.4m プレキャストボックス設置工 5箇所	制限付一般競争入札(総合評価方式)3者	36
2	4501-0	平成28年9月15日	主要地方道15号線電線共同溝設置工事 関建設工業(株)	¥91,044,000	平成28年9月16日から 平成29年2月17日まで	電線共同溝設置工事 施工延長 260m プレキャストボックス設置工 14箇所 街路築造及び舗装工事 街きよ工 2.5m 歩道舗装工 280m ² 車道舗装工 51m ²	制限付一般競争入札(総合評価方式)4者	29
3	4579-0	平成28年9月16日	雨水浸透樹設置工事(その1) 鳴下設備工業(株)	¥17,280,000	平成28年9月20日から 平成29年1月6日まで	L形雨水樹設置工 1式 雨水浸透管推進工 1式 取付管設置工 1式 付帯工 1式	指名競争入札8者	10

進捗率は、平成28年11月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

